

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年4月1日

いなべ市長 日沖 靖

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

丹生川中地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年11月7日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 2経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

耕作者が農作業を継続できなくなった農用地については、農家組合等に申し出て地域の中心経営体である農)丹生川中営農組合に集積又は農作業の委託を行う。